

保育者養成課程に通う学生の子どもの意見表明権の捉え方に関する一考察 — 児童福祉施設での実習との関連から —

沖本 悠生・阪木 啓二

I はじめに

子どもの権利とは、すべての子どもが生まれながらにもっている子どもの人権のことである。子どもの権利を具体的に規定したのが、1989（平成元）年に国連総会において採択された「子どもの権利に関する条約」である。この条約は、「子どもの最善の利益の尊重」という理念を柱に、生存・保護・発達・参加という包括的権利を子どもに保障している¹⁾。この条約における基本的な考え方は、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」の4つの原則で表されており²⁾、あらゆる子どもの権利の実現を考える際に重要な原則となっている。この条約の最大の特徴は、子どもに対する愛護や保護といった受動的な権利だけでなく、意見を表明する権利や社会に参加する権利など、子どもの能動的・主体的な権利についても言及されている点であり³⁾、これまでの子ども観を転換した画期的なものだと言われている。堀（2020）が子どもは「守られる存在だということと権利行使主体であることを常に両立させなくてはならないということが子どもの権利の独自性」⁴⁾と述べるように、子どもは、特別に保護される権利を有するとともに、自身の権利を行使する主体であり、社会を構成する一員である。

日本は子どもの権利条約に1994（平成6）年に批准後、国内の法整備を行っている。2016（平成28）年6月に改正された児童福祉法の第1条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が明記された。2023（令和5）年4月にこども家庭庁が発足し、同年に施行された「こども基本法」の第1条においても「日本国憲法および児童の権利に関する条約にのっとり」という文言が明記され、この条約を基に、国内では子どもの権利を保障することを核とした施策が展開されている。

その中で重要視されているのが、子どもが意見を表明することを保障し、子どもの声を聴くことである。これは子どもの意見表明権であり、子どもの権利条約の第12条に、こども基本法では第3条の基本理念に規定されている。子どもが自分に直接関わることについて、年齢や発達の程度に応じて自由に意見を表明できること、子どもが意見を聴かれることが保障されること、その意見が尊重されることと明記されている。

日々の保育の営みにおいて、子どもの声を聴くことは保育の基本であり、保育者は「一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること」⁵⁾を念頭に日々子どもと関わっている。乳幼児期の子どもは、自分の思いを言葉だけでなく、声や表情、仕草や身振り手振り、行動で表現する。特に乳児は自分の思いや欲求を、相手に向かって手を伸ばしながら声を出したり、顔を見て笑いかけたりして伝えようとする。保育者はその姿を受け止め、子どもの姿から子どもの思い、内なる声を読み取り、子どもの代弁者となって思いを表現できるように援助する。国連子どもの権利委員会が、子どもの権利条約をどのように解釈したらよいか明記した一般的意見7号「乳幼児期における子どもの権利の実施」においても、「乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常的手段で意思疎通ができるようになるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行ない、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達しているのである」⁶⁾と乳幼児期の子どもの姿を捉えており、日々の関わりにおいて、乳幼児が自分の思いや気持ちを様々な手段で表現する姿を受け止めることが、子どもの声を尊重する上で重要であり、子どもの意見表明権を守ることにつながる。

しかし、園生活の中で保育者には子どもの思いや気持ちを尊重する上で戸惑いや迷いが生じている現状がある⁷⁾。乳幼児期の「子どもの言葉にならない思いを汲み取り、それを尊重することとはどのようなことを指すのか、子どもが大人にとって望ましくないことをしたときにどのように向き合えばいいのか、子どもの意見をどのように受けとめ保育のなかで実現していけばいいのか」⁸⁾という保育者の声からは、子どもの権利条約に示されている子どもの意見表明権を保育実践の具体的な場でどのように理解し、保障していけばよいかという戸惑いがあることが見えてくる。さらに、明柴（2023）が行った保育施設職員への子どもの権利に関するアンケート調査では、子どもの受動的権利に比べて、「意見を聴かれる権利」などの能動的権利についての認知度や理解度は高くないことが明らかになっている⁹⁾。これらの現状を鑑みると、保育実践の場において、子どもの権利条約に示されている子どもの意

見表明権を尊重した保育や子どもへの関わりとはどのようなものであるか、保育者の子どもの権利に対する具体的な理解が必要であろう。

また、近年報道される保育者の不適切保育では、保育現場において、子どもの思いが十分に受け止められなかったり、尊重されたりする保育が実践されているとは言い難い状況が一部にある。保育者の不適切保育が生じる背景の1つに保育者の「認識の問題」が指摘されており¹⁰⁾、保育者一人一人が子どもの権利や人格尊重に関する理解を深め、常に子どもとの関わりが適切であるか振り返り、子どもの最善の利益を守り、子どもの思いを尊重しているか意識することが求められる。

子どもの権利に対する理解や子どもの思いを尊重した関わりへの意識は、日々子どもに関わる保育者だけでなく、保育者を目指す養成課程の学生においても必要である。学びの段階から、子どもの権利について、大学でのカリキュラムに基づいた学びと保育現場での実践的な学びの往還を通して理解を深め、その意識を醸成していくことで、子どもの思いや声を尊重した保育や関わりができるようになると思う。

保育者養成課程において実習は重要であることが指摘されているように¹¹⁾、学生は保育現場での実習において、子どもと直接関わり、子どもの声を聴き、一人一人に寄り添った援助を実践的に学ぶ。志賀(2004)は、実際に子どもと触れ合う実習を通して、学生は子どもへの関わり方は一様ではなく、子どもの状態や場面の状況によって多種類の関わり方があることを理解し、実習前後で学生の子どもの理解が、内面理解を深める方向や、保育における全体と個の問題についての理解を深める方向に変化していることを明らかにしている¹²⁾。実習は学生にとって、子どもへの多様な関わり方を学び、子ども理解を深める重要な機会になる。実習を通して子どもへの多様な関わり方を知る中で、学生は子どもの思いや意見表明権を尊重する関わりや保育とはどのようなものかを具体的に考えたり、学んだりする機会となるのではないだろうか。

そこで本研究では、四年制大学の保育者養成課程に通う学生の子どもの意見表明権に対する捉え方が、保育実習を経験することで変容するのか、実習前後の学生へのアンケート調査から明らかにすることを試みる。そして、保育現場での実践的な学びとの関連性について検討し、今後の保育実習指導や「子ども家庭福祉」「社会的養護」等の福祉関係の授業における子どもの権利に関する指導について示唆を得ることを目的とする。

II 研究方法

1. 調査対象

保育士資格取得にかかる実習の内、1月に実施される保育実習 I B (保育所を除く児童福祉施設における実習)に参加する四年制大学3年次生48名(男子5名、女子女子43名)に調査を依頼した。その中で46名から回答があり、実習前の1次調査と実習後の2次調査の両方に回答をしているなど要件を充たした42名を調査対象とした。保育実習 I Bは10日間90時間以上の実習で、9泊10日もしくは4泊5日を2回行う宿泊を伴う実習である。保育実習 I Bに参加する学生の実習先施設種は図1の通りである。

なお、42名の被検者は、3年次8月に保育実習 I A (保育所における実習10日間、90時間以上)ならびに2年次の1月と3年次の10月に幼稚園教諭一種免許状に係る教育実習を経験している。

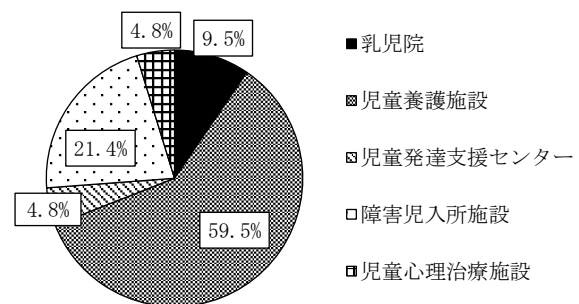


図1 学生の保育実習 I Bの実習先施設種

2. 調査方法

データ収集は、Microsoft Formsによる調査を実施した。QRコードを表示し、参加意思のある学生がQRコードを読み取り、調査に協力をした。

3. 調査期間

1次調査は2024(令和6)年12月に行われた通常授業期間の保育実習指導 I 最終講の授業終了後に実施した。なお、年末年始等を挟んでいたため、1次調査から保育実習 I B開始までは1カ月以上の間隔があくことになった。

2次調査は2025(令和7)年2月に行われた保育実習 I B事後指導の授業終了後に実施した。

4. 調査内容

アンケートは「I 被検者の属性」、「II 子どもの権利について」、「III 保育者の言動について」の3つのセクションで構成した。なお、「III 保育者の言動について」は、磯村・鈴木(2024)¹³⁾を基に、子どもの意見表明権を侵害する具体的な保育者の言動

について尋ねた。磯村・鈴木 (2024) は、保育者の子どもの意見表明権への意識を明らかにするため、保育者を対象に質問紙調査を実施し、因子分析により、子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりとして「高圧的な関わり」「優しい命令」「人格を否定する関わり」「虎の威を借りる関わり」の4因子を抽出している。磯村・鈴木 (2024) の質問紙調査の項目は、広く保育や人権に関する文献を基に作成されており、具体的な保育場面における保育者の関わりが想定されている。よって、実習を経験した学生にとっても想定しやすいと考えた。

アンケート概要は表1の通りである。

表1 アンケート調査項目

I 被検者の属性
(1) 保育実習 IB (施設実習) の施設種
(2) 卒業後の進路
II 子どもの権利について
(1) こども基本法の認知度 (4件法)
(2) こども基本法にある6つの基本理念についての認知度 (4件法)
(3) 子どもの権利に対するイメージ (自由記述)
III 保育者の言動について
子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりに対する違和感(1)~(19)

5. 分析方法

本研究では、保育場面における子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりへの違和感が実習前後で変容するか、「III 保育者の言動について」に着目して分析を行った。「III 保育者の言動について」の質問19項目は、子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりについて違和感を覚えるか、4:「とても感じる」、3:「感じる」、2:「あまり感じない」、1:「全く感じない」の4件法で尋ねた。BellCurve社のエクセル統計(ver.3.20)を使用し、統計解析「t検定(対応のある)」により、実習前と実習後の差の平均の検定(両側検定)有意確立、度数を行った。

6. 倫理条項

九州産業大学倫理委員会作成の審査用件の判断基準(チェックシート)に基づき、研究を実施した。

調査を実施するにあたっては、紙面ならびに口頭で、「趣旨の説明」、「回答により、不利益が発生したり、個人が特定されたりすることは一切ないことの説明」、「集計したアンケート結果は学会等での研究発表や論文執筆に使用することがあるが、個人が特定されることのない説明」をした上で、趣旨に同意をしたもののみ調査へ進むよう伝え、調査への協力依頼をした。研究の実施に当たっては、個人情報保護に配慮した。

III 結果・考察

「III 保育者の言動について」の質問19項目に対して、実習前の平均点と実習後の平均点の差が統計的に有意か確かめるために、有意水準5%で両側検定のt検定を行った(表2)。

1. 子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりへの違和感に変容が見られた項目

分析の結果、【問12「貸して」と言われて貸さずにいる子に「〇〇ちゃんは優しい子だから貸してあげられるよね」と言う】の項目において、実習前と実習後の平均の差は有意であることが分かった($t(41)=2.10, p=.042$)。このことから、この項目は、実習を経験することで、学生の保育者の関わりへの違和感に変容していることが明らかとなった。

この項目は、磯村・鈴木(2024)の研究結果の「優しい命令」因子に当たり、この因子は他の3因子と比べて平均値が低く、保育者が違和感を覚えにくい傾向にあり、保育者は子どもに穏やかであってほしいと願い、トラブルがない保育が良い保育であるという潜在的な意識が強いのではないかと指摘されている¹⁴⁾。この項目の「優しい子だから」という保育者の言葉かけには、「他者に貸してあげることができるのは優しい子ども」という大人の価値観や道徳的判断があることや、子どもに「優しい子であってほしい」という保育者の願いがあることがうかがえる。保育者の価値観や思いが優先されることで、子どもの意見表明権を侵害する関わりにつながる可能性がある。

乳幼児期の子どもの人間関係に着目すると、子どもは生活の中の様々な出来事の中で、自分の気持ちを主張したり、抑制したりする他者とのやりとりを通して、相手にも気持ちがあることに気付いていく。「子どもの自己発揮と自己抑制の調和のとれた発達の上で、自己主張のぶつかり合う場面は重要な意味をもっていることを考慮して保育士等が関わることが必要である」¹⁵⁾ように、保育者は一人一人の子どもの主張や気持ちを理解して十分に受け止め、お互いの気持ちが伝わるように援助する。よって、この場面において保育者は、「貸して」と言われて貸さずにいる子どもの気持ちと、「貸して」と言った子どもの気持ちを理解し、お互いの気持ちを表現できるように援助し、両者の子どもの意見表明権を尊重することが大切である。

この項目において有意な差が見られた要因として、学生は大学での学びを踏まえて、実習において保育者が、子どもの気持ちを聴いたり、代弁したり、

表2 1次調査と2次調査の子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりに対する違和感についての回答

	項目	1次の平均	2次の平均	1次と2次の差の平均の検定(両側検定)			
				t	自由度	P値	*P<0.05
1	「やる気がないならもうやらなくていい」「好きにすれば」と言う	3.31	3.24	0.52	41	0.61	
2	「早くしないと〇〇させないよ」「それじゃあ〇〇できなくなるけどいいんだね」と言う	3.24	3.17	0.42	41	0.68	
3	行動の遅い子に「早くして」と言う	3.21	3.29	0.55	41	0.58	
4	言うことを聞かない子どもに「〇〇組(年下クラス)に行きなさい」「それじゃあ〇〇組だよ」と言う	2.98	3.14	0.89	41	0.38	
5	クラスの子どもたちと話をしているとき、保育者の意図とは違う発言をすることの多い子どもの発言を聞こえていないふりをする	3.40	3.43	0.19	41	0.85	
6	「みんなできてるのに」「〇〇ちゃんだけでできてないよ」と言う	3.62	3.64	0.20	41	0.84	
7	「何回言ったら分かるの?」「どうしてそういうことをするの?」と言う	3.31	3.33	0.13	41	0.89	
8	「そんなことを言ったらお友達に嫌われるよ」と言う	3.31	3.45	0.88	41	0.38	
9	「あの子はよく泣く子だから」と泣いている子どもを放っておく	3.29	3.33	0.32	41	0.75	
10	保育者が尋ねても何も言わない子どもに「ちゃんと言いなさい」と答えるまで離さない	3.29	3.26	0.18	41	0.86	
11	ケンカをしそうになる子どもたちを見つけて「ケンカはしないよ」と先手を打って止める	2.71	2.76	0.33	41	0.74	
12	「貸して」と言われて貸さずにいる子に「〇〇ちゃんは優しい子だから貸してあげられるよね」と言う	2.74	3.10	2.10	41	0.04	*
13	みんなで絵を描く時間に「描きたくない」と言う子に「今は描く時間だよ」と言う	2.67	2.88	1.46	41	0.15	
14	絵を描いている子どもに「こんな風に描いてみたら?」と言う	2.38	2.60	1.46	41	0.15	
15	たくさんのおもちゃで遊んでいる子どもに「散らかさないで」と言う	3.21	3.24	0.16	41	0.88	
16	おもらしをした子に「もう〇歳なのに恥ずかしい」と言う	3.67	3.71	0.44	41	0.66	
17	言葉遣いの悪い子に「そういうことを言う子、先生嫌いだな」と言う	2.95	3.12	1.00	41	0.32	
18	言うことを聞かない子どもに「鬼が来るよ」「おぼけが出るよ」など子どもが怖がることを言う	2.60	2.86	1.54	41	0.13	
19	言うことを聞かない子どもに「お母さんに言うよ」「園長先生に言うよ」と言う	3.05	3.29	1.53	41	0.13	

相手に伝えることができるように援助したりする姿を目の当たりにし、保育の基本である「子どもの思いを受け止めたり尊重したりすること」の重要性を再確認する機会となったことが影響しているのではないかと推察する。

また、学生の実習先の児童福祉施設には、様々な状況下に置かれている子どもたちや、異なる発達段階の子どもたちが共に生活をしている。そのため、子どもが自分の気持ちを表現したいと思っても、その気持ちを十分に表現することが難しい状況があることも考えられる。学生は実習の場でその現状を知り、保育者の子どもへの関わりを見たり、実際に子どもと関わったりすることで、子どもの内なる声を読み取り理解しようとする保育者の丁寧な関わり的重要性を理解することにつながったと考えられる。

よって、この項目に見られる「貸して」と言われ

て貸さずにいる子どもに自分の気持ちを我慢することを強いるように見受けられる子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりへの違和感が、実習後に変容したのではないだろうか。

2. 子どもの意見表明権を侵害する保育者の関わりへの違和感が低かった項目

「Ⅲ 保育者の言動について」の質問 19 項目のうち、平均点が最も低かった項目は、【問 14 絵を描いている子どもに「こんな風に描いてみたら?」と言う】であった。実習前の平均は 2.38、実習後の平均は 2.60 であり、実習前後ともに平均点が最も低かった。この項目は、項目 12 と同様、磯村・鈴木(2024)の研究結果の「優しい命令」因子に当たる¹⁶⁾。「こんな風に描いてみたら?」という保育者の言葉かけは、一見、子どもに描き方を提案する前向きな関わりであるとも受け取れる。しかし、意欲的に

「絵を描いている子ども」に対して、保育者の「このように描いてほしい」という思いが先行することにより、子どもが思いを表現しようとする姿を妨げる可能性があり、子どもの意見表明権を侵害することにつながりかねない。

保育の営みにおいて「幼児を理解することが保育の出発点となり、そこから、一人一人の幼児の発達を着実に促す保育が生み出されてくる」¹⁷⁾ことを踏まえると、保育者は「絵を描いている子ども」の姿から、その子どもがどのようなことに興味があり、何を感じているのか、その絵から何を表現しようとしているのか、子どもの思いを読み取ろうとすることが、子どもに関わる上で重要である。その上で、絵を描いている子どもの姿を見守ったり、その絵に表現された子どもの思いに共感したりしようとする保育者の関わりが、子どもの思いを尊重することにつながるだろう。

本研究結果から、学びの段階にある学生にとって【問14 絵を描いている子どもに「こんな風に描いてみたら？」と言う】保育者の関わりが、子どもの意見表明権を侵害する関わりであることに違和感を抱きにくいことが明らかとなった。このことより、保育者の思いが先行したり、時に保育者の思い通りに描くように誘導したりする関わりが、子どもの意見表明権を侵害する可能性を内包しているという理解まで及んでいないことが考えられる。この項目は保育経験が5～10年の中堅保育者よりも21年以上の熟練保育者の方が強く違和感を覚えていたという磯村・鈴木(2024)の指摘¹⁸⁾を踏まえると、保育経験のない学生にとっては違和感を抱きにくい項目であることが推察される。よって、保育者の思いが優先されるのではなく、子どもの声を保育の中心に据え、子どもの意見表明権を尊重するという意識を、大学でのカリキュラムに基づいた学びや保育現場での実習において醸成していくことの重要性が示唆された。

IV まとめ・今後の課題

本研究では、四年制大学の保育者養成課程に通う学生の子どもの意見表明権に対する捉え方が、保育実習を経験することで変容するのか、実習前後の学生へのアンケート調査から明らかにすることを試みた。学生に具体的な保育場面での保育者の子どもへの関わりに対して違和感を覚えるか尋ねたところ、磯村・鈴木(2024)のいう「優しい命令」¹⁹⁾という保育者の関わりに対して違和感が低いことが分かり、保育者の価値観や思いが優先されることで子どもの意見表明権を侵害することにつながると

いう認識が不十分であることが見出された。

その中でも、「他者に貸してあげることができるのは優しい子ども」という大人の価値観や道徳的判断のもとに、子どもに自分の気持ちを我慢することを強いるような保育者の関わりに対する違和感が、保育現場での実習を経験することで変容が見られた。これは、児童福祉施設での実習において、子どもの気持ちを聴き、代弁したり、相手に伝えることができるように援助したり、子どもの声を尊重した関わりをする保育者の姿を、学生が具体的な場面を通して学んだことが関係していると考えられる。よって、大学でのカリキュラムに基づいた学びにおいても、子どもの自己発揮と自己抑制を意識し、大人の価値観を子どもに押し付けることがないよう、具体的な保育場面を通して、自身の価値観を振り返る機会を設けることが必要であると考えられる。

その一方で、保育者の思いが先行し、時に保育者の思い通りに誘導しようとする関わりへの違和感は、実習での経験に関係なく、低いことが明らかになった。保育者は子どもに対して、「どうかかわることが可能かを見極めた上で、子どもが望ましい状態に達してほしいという大人の願いをもって子どもにかかわる」²⁰⁾が、大人の願いが子どもの声よりも優先されることのないよう、常に子どもにとって最もよいことは何か、「子どもの最善の利益」を守ることが保育者の倫理において求められる。子どもの声を保育の中心に据えて子どもの意見表明権を尊重することを、学生が実践の場においても意識できるように、大学での学びと保育現場での学びにおいて、丁寧に指導する必要性が示唆された。

その上で、保育者を養成するにあたり、実習施設との協働は欠かせない。実りある実習にするために、例えば、子どもの主体的な意見表明に気付くにはどのような点を意識しながら子どもと関わるとよいか、学生の子どもの意見表明権に関する具体的理解を促進できるような実習の在り方についても今後検討が必要であると考えられる。子どもの思いを聴き、一人一人の思いを尊重しようとする保育者の関わりや保育について、学生が座学と実学の往還を通して理解できるように、実習施設と協働しながら検討していきたい。

また、本研究では3年次生を対象に児童福祉施設での実習の前後に調査を行ったが、2年次生や4年次生を対象に調査を行い、保育現場での実習を重ねることによってどのような変容があるのか検討していくことを今後の研究課題としたい。

引用文献

- (1) 小池由佳、山縣文治 (2024) 『社会的養護 [第5版]』 ミネルヴァ書房
- (2) 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約の考え方」、<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>、最終閲覧日 2025.2.24
- (3) 前掲(1)
- (4) 堀正嗣 (2020) 『子どもアドボケイト養成講座 子どもの声を聴き権利を守るために』 明石書店、p.22
- (5) 厚生労働省 (2018) 『保育所保育指針解説』 フレーベル館、p.20
- (6) 子どもの権利委員会 (平野裕二 訳) (2005) 「一般的意見7号 乳幼児期における子どもの権利の実施」 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_07.pdf、最終閲覧日 2025.2.24 p.5
- (7) 全国保育問題研究協議会編集委員会 (2023) 『季刊保育問題研究 321号 人として大切にされる保育・する保育 子どもの権利条約が問うているもの』 新読書社
- (8) 前掲(7)、p.7
- (9) 明柴聰史 (2023) 「子どもの権利と保育実践に関する研究—保育施設職員へのアンケート調査を通して—」 『富山短期大学紀要』 第59巻、pp.19-28
- (10) キャンサーキャン (2021) 「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育に関する対応について」事業報告書(別添) 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000864690.pdf>、最終閲覧日 2025.2.24
- (11) 一般社団法人全国保育士養成協議会 (2018) 『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2 「協働」する保育士養成』 中央法規
- (12) 志賀智江 (2004) 「教育実習による幼児理解の促進と変容」 『青山学院女子短期大学紀要』 58、pp.75-92
- (13) 磯村正樹・鈴木裕子 (2024) 「子どもの人権に対する保育者の潜在的な意識—「子どもの意見表明権」を焦点として—」 『保育学研究』 62(1)、pp.67-78
- (14) 前掲(13)
- (15) 前掲(5)、p.210
- (16) 前掲(13)
- (17) 文部科学省 (2019) 『幼児理解に基づいた評価』 チャイルド本社、p.3
- (18) 前掲(13)
- (19) 前掲(13)
- (20) 小川博久 (2010) 『保育援助論 復刻版』 萌文書林、p.5